

# 防府市農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱

平成28年10月3日制定

## (設置)

第1条 防府市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の候補者を選考するため、防府市農地利用最適化推進委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 選考委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第1項の規定による推薦を受けた者及び募集に応じた者の数が推進委員の定数を超えた場合、その他農業委員会が必要と認める場合に農業委員会の求めに応じて推進委員を選考する。

## (組織)

第3条 選考委員会は、全ての農業委員会委員をもって組織する。

## (任期)

第4条 選考委員（以下「委員」という。）の任期は、農業委員の任期満了の日までとする。

## (会長)

第5条 選考委員会に会長を置き、会長は農業委員会会長が務める。

2 会長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 選考委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者に対し、会議への出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、会長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。